

平成30年

5月農業委員会総会議事録

■日 時	2018年（平成30年）5月11日（金） 14：30 ～ 15：48	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（8名）</p> <p>1 井阪 正明 2 井阪 正明 3 4 5</p> <p>6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（6名）</p> <p>1 西辻 達佳 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 高橋 一隆 9 福本 敏行</p> <p>13 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について</p> <p>議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年5月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、出席者数について事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は8名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、西辻委員、3番、大谷委員、4番、山千代副会長、5番、高橋委員、9番、福本委員、13番、辻林委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会長	<p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしく願いいたします。</p> <p>会議に入ります前に、本日の議事録署名人は、12番、辻井委員さん、14番、友田委員さんをお願いいたします。</p>

(両委員の承諾あり)

それでは、1ページをお開きください。

5月の委員会議事日程に従いまして、議案第1号から第6号、報告第1号から第2号について御審議を賜ります。よろしく願いをいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、池田下町の物件について、事務局から説明を願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、田1筆、面積は、641平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約1キロメートル、貨物自動車です約5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、地域水利組合との関係もあり、水路の清掃及びあぜの雑草の除去などを行い、地域及び周辺に対して迷惑をかけないよう心がけた農耕に従事し、耕作する上、支障のないよう努めたく思っております、また、低農薬栽培等、近隣農家と同様の取り組みを計画しており、周囲への影響は少ないとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、作物を栽培するための耕作されている農地であり、譲渡人に意思確認し、申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で水稻を初めとした作物を栽培する予定であることを確認いたしました、申請どおり問題ないので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に意見、異議ございませんですか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号1については、許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2、久井町の物件について、事務局の説明を願いま

す。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、久井町で、地目は、畑1筆、面積は、2,016平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は竹林であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約10キロメートル、車で約25分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近農地に迷惑かけないように耕作しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

先月、特別委員会にて新規就農の事前審査を実施しております。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、竹林であり、譲受人は申請地でタケノコ栽培に専念する予定であることを確認いたしましたので、申請どおり問題ない、許可相当であると報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、これにつきまして異議、御意見ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号2につきましては、許可することといたします。

続きまして、4ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、黒石町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、黒石町で、2筆、地目は田、面積は合計505平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は、申請人が居住する住宅であり、昭和24年に申請地に建築された住宅を相続により取得しましたが、転用許可を得ていないことが判明したため今回申請することです。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地には申請人が居住している住宅とその庭から成っており、住宅はかなり以前に建築されたものであることが確認でき、申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる、申請人に確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、許可後速やかに登記地目を変更することです、以上、調査の結果から追認許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

なお、この件につきましては、小林委員からの報告にもありましたように、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件については、農地区分が2種農地であり、建築物も都市計画区域の線引き以前に建てられたものであることから、申請書に、農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路等への影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことであります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願2件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、納花町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、納花町で、地目は、畑1筆、面積は、481平方メートルのうち179平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。

また、地区担当、松下推進委員さんと現地調査を行いましたところ、ブドウ、ネーブルの果樹栽培をされている農地であり、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第3号、番号1については、このとおり証明することといたします。

続きまして、議案第3号、番号2、三林町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は、三林町で、地目は田2筆、面積は、合わせて991平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当、前田推進委員さんと現地調査を行いましたところ、水稻栽培されている農地であり、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第3号、番号2については、このとおり証明することといたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画10件を別表のとおり定めるものとする。

議案第4号、番号1、観音寺町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、観音寺町で、地目は、田1筆、面積は、879平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手、両人に確認いたしました、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第4号、番号1については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第4号、番号2、3は、関連ございますので、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書9ページ、2番、3番について、関連がございますので、一括説明させていただきます。

物件は、池田下町で、地目は、田2筆、面積は、合わせて3,298平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、ミズナス栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で作物を栽培することを確認いたしました、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この説明について、異議、意見ございませんか。  
どうぞ。

1 2 番 この2、3の物件、2号は1, 365、そして2つ、皆、1, 395番、田ですわ  
な。

会 長 はい。

1 2 番 そして、面積も一緒。2号、3号が同じ物件で、それで貸し人が、2号については  
平井町の人、そして3号については岸和田市別所町、JAいずみのさん、同じ場で、  
どういうこと。そして、借り手については、また2号についてはJAいずみの、3号  
については個人の農業者になっています。このわけ、ちょっと聞いてみたい。

事 務 局 これにつきましては、いずみの農業協同組合が土地の所有者と借り人さんの間に入  
って土地を貸し借りしているというふうな形になっております。ですので、平井町の人  
の土地をいずみの農業協同組合が借り上げて、農協が借りたその土地を、今度、個  
人の農業者に貸すというふうな。だから、借り主と貸し主の間にJAさんが入って手  
続をされているというふうな形になっております。大阪府みどり公社が中間管理事業  
でされている形と同じような形になってございます。以上です。

1 2 番 わかりました。その辺、ちょっとつけ加えて説明ありましたら、こんな質問しまへ  
んねんけれども。はい、わかりました。

会 長 ほかにございませんか。  
(質問等なし)

ないようでございますので、議案第4号、番号2、3については、このとおり決定  
することといたします。

続きまして、議案第4号、番号4、観音寺町の物件について、事務局の説明を求め  
ます。

事 務 局 事務局の丸鳩でございます。  
議案書9ページ、4番について説明させていただきます。  
物件は、観音寺町で、地目は、田1筆、面積は、1, 226平方メートルでござい  
ます。  
貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分  
につきましては、議案書記載のとおりでございます。  
申請地は、花卉栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が  
ないことを確認しております。  
続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果の報告をいたします。  
現地確認を行い、花卉栽培と保安全管理されている農地であり、貸し手に意思確認を  
行い、申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培すること  
を確認し、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。  
また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはござ  
いませんでした。



会 長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、意見、異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号4については、このとおり決定することといた します。</p> <p>続きまして、議案第4号、5、6、7、8、9、10は、先ほど御質問いただいた 2、3と同じでございますので、関連があるため、一括説明を事務局から願います。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書9ページから10ページ、5番から10番について、関連がございますの で、一括して説明させていただきます。</p> <p>物件は、東阪本町で、地目は、田1筆、畑5筆、面積は、合わせて4,162平方 メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分 につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が ないことを確認しております。</p> <p>先月、特別委員会にて新規就農の事前審査を実施しております。</p> <p>続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま す。</p> <p>現地確認を行い、レタス栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され ており、借り手は申請地で作物を栽培することを確認いたしました、申請どおり問題 はありませんと報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはござ いませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、御意見ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事 務 局	<p>異議なしと認め、議案第4号、5、6、7、8、9、10につきましては、このと おり決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価(案)について、平成29年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)を別添のとおり公表する。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>事務局の谷上でございます。</p>

議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明させていただきます。

こちらは昨年の活動計画の実績報告に当たるもので、農業委員会等に関する法律第37条に、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないと規定されています。この様式などの記載については、例年、農林水産省経営局農地政策課長よりの通知に基づき作成しております。

この案件につきましては、先月4月総会にて案を配付させていただき、各委員からの意見等を踏まえ、このたび上程させていただいております。

議案書12ページをごらんください。

#### I、農業委員会の状況。

1、農業の概要及び2、農業委員会の現在の体制につきましては、昨年に公表しました活動計画の内容どおりでございます。

13ページをごらんください。

#### II、担い手への農地の利用集積・集約化。

こちらの内容は、昨年に作成した計画に基づき、平成29年度までに農業の担い手である農業者への農地の利用集積・集約の実績となっております。

平成29年度までの集積実績といたしましては、41ヘクタールの実績となっております。

14ページをごらんください。

#### III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。

こちらの内容は、昨年に作成した計画に基づき、平成29年度中に新たに農業経営を営もうとする者の参入実績となっております。

平成29年度の新たな参入実績といたしましては、4経営体、参入実績面積は、1.4ヘクタールとなっております。

15ページをごらんください。

#### IV、遊休農地に関する措置に関する評価。

こちらの内容は、市内における遊休農地面積並びに委員皆様に行っていただきました遊休農地パトロール及び地区担当委員のふだんの活動による遊休農地の解消実績となります。

平成29年度は、遊休農地の新規発生面積から解消した面積の差し引き実績は、0.1ヘクタールの解消となっております。

16ページをごらんください。

#### V、違反転用への適正な対応。

平成29年度の違反転用の増減は、0.1ヘクタール増となっております。

17ページをごらんください。

#### VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。

1、農地法第3条に基づく許可事務。

	<p>1年間の処理件数が36件で、全て許可となっております。</p> <p>2、農地転用に関する事務。</p> <p>1年間の市街化調整区域内での4条・5条の転用処理件数は、21件となっております。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>3、農地所有適格法人からの報告への対応。</p> <p>農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人数は7法人で、報告書の提出があったのは6法人、残り1法人については報告書の提出期限が平成30年6月末となっております。</p> <p>4、情報の提供等については、記載のとおりとなっております。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>VII、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、VIII、事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>以上が平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これについて、何か質問ございませんですか。</p> <p>どうぞ。</p>
1 4 番	<p>その前に、さっきのやつで、ちょっと内容を聞いてもよろしい。</p>
会 長	<p>第4号議案ですか。</p>
1 4 番	<p>いや、最初の第1号議案の内容でちょっと聞きたいことがあんなねんけれども、この後ですか、先ですか。後で聞いたらええねんな。</p>
会 長	<p>どうぞ質問してください。</p>
1 4 番	<p>先に聞いておきます。3ページの1番の件ですけれども、4万5, 119平米というのがあるんやけれども、これは全部農地、普通にやっているのかなと思って。言うたら、荒らしているところはないのかな。3人でやっている。それは人を雇っているのか知らんけれども、すごい量やからな。</p>
事 務 局	<p>申請が出たときに、事務局のほうで営農状況とか、違反転用状況がないかというようなことで確認させていただいて、一応ここの農地については全て適正に農地として管理されているということで確認させていただいております。以上です。</p>
1 4 番	<p>一応、皆、そういうのはないわけやな。</p>
事 務 局	<p>はい。</p>
1 2 番	<p>この譲受人はというのは、池田下の人ですやんな。親はわしらと年変わらへん。</p>
1 4 番	<p>そやけど、これ、100日やろ。100日営業で、兼業農家でしていたら、100日でこれだけのものは無理やろなと思って。</p>
事 務 局	<p>家族で経営されますが、お父さんが300日ということで、申請のほう、いただいております。</p>
1 4 番	<p>俺、話ししてたんやで。終わったんやから、ええやん。ちょっと聞いているだけや</p>

からな。そやから、お父さんが300日やったら、何でここへ、子供さん、人員3人で100日と。100日と言うたるな。

事務局 申請人の受け人の方が譲受人の名義で申請されておりますので、譲受人さんの従事日数が100日やということで御説明のほう差し上げた次第です。

なお、お父さんについては300日されるということで聞いております。

14番 それやったら、これ、書き方おかしいんちゃう。

事務局 いや……。

14番 これで、そやけど、事務局が、この人はこれでやりますよと言うて数字を出しているやろ。それで、我々に100日やと言うたやろ。俺、言うたら、それでできるのかなという疑問を。それは皆了解してるから、それでええんやけれども、そやけど、疑問を疑問として聞いているだけの話や。聞いているだけの話やで。そやけど、そやったら、このことをもう少しね。ちょっと違うやろ、普通のこと。説明がなかなか大変なんや、これ。そやから、3人と書いてあるけれども、どういう格好でやっているのか、專業かどうなのかわからへんし、どれだけの日数でこれだけやっているという。言うたら、これだけの面積とるやつは特殊やんか。特殊なやつは特殊でやっついていかないかんちゃうかなというふうに思ったわけよ。

12番 親は300日のあれやわな。所有権移転やから、全体で3で買うておるから。

14番 ここに書いてあるから、書いてあるとおりに我々受け取るやろ。そのまま受け取らなしようがないわな。なおかつ、ほかの内容なんかわからへんやん。そやけど、4,500平米やったら、そんなものかなと思うで。4万5,000やからな。それだけ気になったんや。そやから、そんな形のとときには、やっぱりもうちょっと詳しく書いてもらったほうがいいような気もするんやけれども、その辺はまた一回検討してください。

事務局 はい、わかりました。

14番 それと、あの、質問が飛んでしても、わからんようになってしても、例えば9ページの1番の件やけれども、879平米を、貸し手さんがこれだけの田んぼを持っているだけなのか、もっとほかに持っているのかということはどうなんですか。というのは、879平米しか貸し手さんは持ってなかって、これを使用貸借したときに、貸し手さんの農地の権利はどうなるのかなと。休止になるんか、やっているときは借り手のほうに行くのか、いや、貸しているさかいに、貸し手さんも権利があるよというのか、その辺はどうだったんかなと思って。

事務局 これは利用集積ですので、観音寺町の貸し手さんの879平米の土地を桑原の借り手さんに利用集積で貸し付けるよという案件だと思うんですけども、貸し手さん自身、もし仮にこの879平米しかお持ちでなかって、自分の持っている土地を全て借り手さんに貸し付けた場合でも、貸し手さんとして次に、例えば、どこかで、879やったら、ちょっとぐあい悪いですね、879平米と、それ以外に農地をお持ちで、下限面積はクリアしているんであれば、新たに農地を取得するというのは、それは可能です。そやから、農家資格としては、あるということですね。

1 4 番 あるんやな。  
事務局 はい。  
1 4 番 それもあるわけやな。  
事務局 はい、そうですね。  
会 長 貸し手さんの件については、観音寺ですので、私のほうでようわかりますので。実は、貸し手さんとは、旧小作地に出していた土地が上がってきたんです。それを返してもろたんやけれども、そこへ行く、田んぼへ行く道がないので、入り口の借り手さんという方に「つくっといてや」というような契約が今度成立したと、こういうふうなことです。貸し手さん自身は、1町ほど持っていますので、親子でつくってはりますけれども、そんな関係で、この件については間違いございませんので。

1 4 番 いや、農地の権利が飛ぶか飛ばんかという、そういう、どっちやったかなということをお聞いただけですねん。  
会 長 現在つくっている分も、ここで一町つくってはりますので。  
1 4 番 それと、9ページの5番、6番で、同じやつやろ、これ。  
事務局 はい。  
1 4 番 金額がちょっと百何ぼ違うんやけれども、これはどういうこと。  
事務局 これは農協の手数料が、2, 160円ですかね、差が。  
1 4 番 ああ、そんなにあるの。  
事務局 はい。  
1 4 番 手数料になるの、それで皆違うのか。  
6 番 農協へ貸すと、金額的に大きくなるんです。普通、一般でこれだけの金額は渡していない。  
事務局 そうですね、はい。  
1 4 番 農協の手数料というのは、我々わからへんわな。知っている人は知っているような感じやけれども、私ら、こんなん初めてかな。みどり公社のときも、そないなっているのかな。  
事務局 いや、みどり公社の場合は、実際に本人さんがこの金額で貸し付けたんやというふうな形で借り受けて、今度、借り主に同じ金額で請求するという形になっていますので、間で手数料を取ったりとかというのはございません。  
1 4 番 もちろん手数料を取るというのは、手数料は契約ちゃうん。  
事務局 いや、この差額の分が手数料というのが、ちょっとどういうふうな形になっているかわからんのですけれども、あくまでも貸し手さんからJAが借り受けるときには2万7, 620円で借り受けますよと。今度、その土地を貸し付けるときには、2万9, 708円でこの担い手に貸しますよというふうな形になっていますので、結局、その差額が手数料というふうな考え方になっているんかどうかというのは、我々もようわからんのですけれども。  
1 4 番 そういふのはええんか悪いんかという問題はやっぱりちょっと吟味せないかんわな。

1 0 番 みどり公社の場合は、あれですね、僕もみどり公社にお世話になっているんですけども、みどり公社のほうから、こっちのほうに手数料を取る形で、利子やなくて…

事務局 地代ですね。そやから、借りる地代と、今度……。

1 0 番 貸したときの手数料。

事務局 そうですね。同じ金額でいきますので。

1 0 番 同じでいくけれども、貸したほうが後から、みどり公社のほうに手数料は幾らか払うのと違たかな。違いますか。

事務局 いや、手数料というのは聞いたことございませんけれども。

1 0 番 そうか。僕はあったような気がするけれども、そうじゃないんかな。

事務局 いや、聞いたことないですけども。

1 0 番 それなら、僕も思い違いかもしれんけど、もう一回。

1 2 番 みどり公社は公的機関やから、手数料というのを決めていないんちゃう。例えば農協の場合やったら、郵便物取り扱いとか。

1 0 番 最初話ししたときに、手数料は無料ですよと言われんかった。

1 2 番 うん、手数料規定か何かやな。

1 0 番 違う。

1 0 番 手数料を取っているのとちゃうんかな。すまん、すまん。

1 4 番 毎年、そしたら、農協は手数料をずっと取っていくことになるわな。中間マージンを抜くということやな。中間マージンを抜くということは、農業委員会としては、それは認められるんか。

会 長 それは、私の考えですけども、納得している、契約者同士が。この金額が、2万7,000円が妥当かどうかということについては、両者の間の話し合いになるんじゃないかなと思いますが、違うんですかね。

1 4 番 そやなしに、同じ物件をやっているわけやね。そしたら、言うたら、農協は中間やっているわけでしょう。中間業者がここでそういう格好でやるということは、これは一遍に出てくるさかい、わかるけれども、ばらばらに出てきたら、わからへんわな。だから、そういうことを農業委員会としては認めるとべきか、認めないべきか、どうなんやろ。ちょっとまた検討しておいて。

会 長 はい、そうですね。

1 4 番 次、家でよう見なかってんけれども、ここでちょっと見させてもろてんけれども、点検・評価の中で、12ページの真ん中に農業者数というのがあるんやけれども、その、農業者数が569かな、女性が259、40歳以下が91となっているんやけれども、これについては農業委員会としては、言うたら、事務局としても構へんけれども、どんな考え方を持っているか。

事務局 これにつきましては、国のほうから、こういう活動の点検・評価、計画案については様式のほうで定められておまして、ここの農業就業者数につきましては農林業センサスの数字を記入しなさいというふうなことの指示がございますので、その数字

を、ここ、当てはめさせていただいたものです。

1 4 番 だから、それはわかるとして、そしたら、和泉の農業委員会として、こういう数字を見たときに、今後の活動としては、言うたら、約半分ぐらいが女性になってきているやんか。男性が少ないわけや。これで農業は営んでいけるかどうかと云ったら、大変厳しいものがあるやろと思うんよ。それと、40歳以下が少ないということで、今後の和泉市の農業については大変警鐘を鳴らされるんちゃうかなというふうに感じるんやけれども、そういった面で、今後も含めて、何か考え方を持っているんやったら、ちょっと教えていただいたらと思って。それはまた考えておいてください。

それから、13ページ、実績で集積面積が41ヘクタール、率にして何ぼや。32ヘクタールで3.65%から、4%ぐらいは……。この41ヘクタールというのは、29年度の実績、41ヘクタール。

事務局 そうです。29年度末で41ヘクタール……。

1 4 番 末。今までの全部の実績か。

事務局 そうです。累積です。

1 4 番 累積やな。

事務局 累積になります。29年4月現在が32ヘクタールやったんですけれども、累積として年度末に41ヘクタールになったと。プラス9ヘクタールということになっています。通常はこれだけ面積がふえないんですけれども、今まで、闇でと言うたら、あれなんですけれども、手続していたやつをちゃんと中間管理事業を間に入れて手続された分とか、全部この辺に含まってきて、9ヘクタールふえたと。以前のものは、ある担い手さんの利用集積の分が一括で公社の分が出てきた分、そんなのもございますので、9ヘクタールの増というふうな形になっております。

1 4 番 今、担い手さんの名前が出たけれども、そしたら担い手さんは、そういう格好で出すことによって何かいいこと、メリットがあるんかいな。

事務局 基本的には、土地の貸し借りについては基盤法の利用集積を利用していただくか、3条の許可をとっていただいて貸借していただくというふうな手続が必要になることから、手続的には正式な手続を踏まれているというふうなことになるかなというふうに思います。

1 4 番 ああ、そう。それでは、名前が出たものやけれども、その担い手さんのは何ぼ集積しているねん。

事務局 今、その担い手さんがトータルでどれだけやっているかというのは手元に資料ございませんけれども。

1 4 番 集積している人と言うたら、今、何件あるの。

事務局 件数では、やっぱり大なり小なり、かなり件数ございます。ただ、大きくやっているところにつきましては、小田の担い手さんとか、国分の担い手さん、小田の担い手さん、池田下の担い手さん、池田下の担い手さんは今ちょっと減っているか、そのあたりが和泉市内でも3者が大体多いところですね。あとは、個人的に貸し借りされているというところは多々ございますけれども。

1 4 番 今、集積の大きなところを一覧表にして、我々に表をつくって出してもらえんかな、集積者数、面積と。

事務局 わかりました。そしたら、主な担い手の方の集積をやっているところのリストのほう、作成させていただいて、改めてまたごらんいただくというような形で。

1 4 番 そのようにお願いしておきますね。

1 4 ページ、2 番やったかな、4 経営とかと言うたけれども、もう一回、聞き漏らしたから、説明してくれる。

会 長 1 番の現状及び課題の中で新規参入が……。

事務局 参入の促進……。

会 長 4 経営体という。

事務局 新しい分ですかね。

会 長 うん。

事務局 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規参入の29年度当初目標が2 経営体、29年度に新規就農を2 経営体確保するよというふうな目的を掲げておまして、結果的には参入実績は4 経営体あったという報告でございます。

1 4 番 言うたら、今、6 経営体あるということか。実績やから、4 経営体ふえたということ。

事務局 そうです。29年度中に4 経営体がふえたということです。

1 4 番 ああ、そう。

事務局 はい。

1 4 番 それも表にして、名前と、事務所でもええわ、現場でもええし、書いて、表にして、表をくれる。

会 長 それでよろしゅうございますか。

事務局 はい。

会 長 それでよろしゅうございますか。

1 4 番 ちょっと待ってね。今の同意か。

事務局 はい、ご用意させていただきます。

1 4 番 全体的に、評価というんか、ちょっと待ってね、違反転用というのはふえているんかな。

事務局 29年度では1 件増ということになっております。

1 4 番 1 件だけやね。

事務局 はい。

1 4 番 1 件。この2. 1ヘクタールというのは何件ぐらいあるん。

事務局 これは、国分町の農地造成の案件と、昨年度、岡町のほうで農用地の違反転用ございまして、大阪府のほうへ報告させていただいた2 件でございます。

6 番 国分町のどこで。

事務局 国分町じゃなしに、岡町ですね。国分町の農地造成、A 業者がやったところの…

…。



6 番 ああ、A 業者。

1 4 番 A 業者の件については、これは違反転用になっているわけ。

事務局 はい。

1 4 番 違反転用。

事務局 はい。

1 4 番 ちょっと詳しく、どんな転用なんか教えてくれる。

事務局 転用許可をとったにもかかわらず、最終的に完了報告がなく、今現在、違法盛り土の状態になっているということでございます。

1 4 番 そしたら、聞くけれども、違法盛り土になったまま放置しているんやな、今。盛り土の関係……。

1 4 番 違法盛り土になったまま放置しているということになるわけやな。これは管理はどこ、誰がやってんや。

事務局 管理というのは、指導のほうですかね。

1 4 番 指導、担当部署はどこになる。

事務局 一応、盛り土のほうは環境部局の盛り土条例に基づくものになりますので、環境部局のほうが大阪府と連携しながら指導を行っているということです。

1 4 番 盛り土条例……、環境やろ。

事務局 はい。

1 4 番 環境の盛り土条例によって……。それで、農業委員会は違反転用って、どういう意味や。

事務局 一時転用許可で、最終的に農地に戻しますということでの許可をおろしたものの、最終的には農地に戻っていないということで、指導のほうをさせていただいて、最終的には、指導・勧告の上、大阪府のほうへ報告というふうな形で、現在は大阪府のほうで指導を行っているというふうな現状になっています。

1 4 番 それな、指導するのはええけれども、農道があって、通られへんねん。言うのはええけれども、勧告もええで、そやけど、後、これはどないしようと思うんや、そしたら。違法転用はわからんことないけれども、言うばかりやろ。その農道、そしたら、ミカン山へ行くのに、埋め立てをした関係で、どないもならへんねや。違法転用と言うけれども、そんなことは、農業委員会は何してあったんや。ずっと見に行つて、「あんたら、違法ですよ」とか、何で農道までやらしたんや。農家の水路までえらいことになっているやろ。その人らに違法転用と言う前に、自分らを含めて、環境も含めて、市の指導も悪いんちゃう。

事務局 一定、環境部局と連携しながら、今まで事業者のほうと面会しながら是正に向けた、改善せよというような……。

1 4 番 いやいや、ちゃうねん。そんなもの、改善と言うけれども、やってしもた後から、そんなん言うたかて、どないもならへんやん。今現状は、小林委員さんいてるけれどもやな、20メートルも積み上がってんやで。そこ行ったら、どないも行かれへんねや。

6 番 国分町会もかなり市役所のほうに通って、どないか指導して、ちゃんと戻してくれ、道つくってくれというあれを出しているけれども、全然動いてくれていない。こういう許可を出すときは、その要件が揃ってあったら、許可するという、後、許可どおりにするかどうかというのは、市役所、全然そういうのでは動いてくれていない。

1 4 番 そやから、違法転用と言う前に、市が許可を出したんやから、大阪府も許可を出しているかわからんけれども、それはやっぱり公道の管理はせないかんちゃう。それを業者に、「あんたら、違法転用や。こんなん、どないもできへん」と、ほったらかしたって、一番迷惑かかるのは農業者やで。それを、ここに違法転用と、大きな、こういうふうに出すんやったら、それはやっぱり総括してもらわないかな。どうですか。私は、業者が悪い悪いと言う、それ自体が問題やと思うねん。そう言うんやったら、管理しておいたらええわみたいな。

事務局 委員おっしゃられるように、盛り土のほうでも許可をおろした、農地転用のほうでも一時転用許可を与えたということになれば、当然、土地の経過というような形で、盛り土のそういうレベルがちゃんと合っているんかどうかというのを担当部局が確認せなあきませんし、一定のそこのレベルまで来て、ちゃんとそこで営農を再開できているんかどうかというふうなところ辺については、農業委員会のほうとして、ちゃんと営農できているんかというふうな最終の確認をさせていただかなあかんというのは、事実でございます。

1 4 番 自分らから、しょっちゅう見に行って、状態を見て、こんなもの即できたものと違うやん。長い期間の上に積み重ねた問題やろ。せやけど、公の青線も走っているし、赤線も走っている。そこに農業用の道路があるわけや、その赤線のところに。言うたら、2トントラックのようなものが通れるものがあるわけや。それも含めて、違反転用やと言われても、困るねや。それやったら、違反転用する前に、市がやっぱりそれだけの責任を持たないかんちゃうかと私は思うんや。それは、あんたどこ、農業委員会だけちゃうで。環境もあれやろし、環境は、あんたどこも環境の中に入っているんやから、横の連絡もあるやろと思うけれども、そのぐらいのことはしないと、こんなもの、公道を通れんようにして、こんなん、これは違反転用やから、ぽんとほっておかれても、みんなが困るわけやんか、そこを通る農家の人は。これはこれで、農業委員会からでも構へん、こういう機会あったので、そういう中で、ちょっと悪いけれども、総括して、ここはこういう格好できちんと、市もやっぱり責任を感じてやるべきやとか、考えるべきやとか、そういう総括もしてもらたほうがええやないかなと思うんやけれども、いかがですか。考えてください。

6 番 それは、許可だけでなしに、途中でそういう違反があったときに、とめられるような法令というのか、そういうのが今のところ余りないのと違いますか。

事務局 ないです。

6 番 それをつくらんことにはどないもならん。

事務局 我々農業委員会の事務局の立場で現場を見に行って、どのレベルまでどうのこうのというふうな形が実際問題わかりませんし、許可をおろした部局がどういうふうな判

断をするんかというふうなところ辺もありますので、最終的にはそこが農地として戻れば、言うたら、表面的なところ辺が最終的に農地として戻れば、それで一時転用許可は完了するというふうな形になるんですけれども、今現状、違法盛り土になった状態ですので、そこへ埋めた、例えば営農されても、なかなかそれで完了やというふうな話はなれへんのかなというふうには考えております。

1 4 番 それはそれで考えておいてくださいね。

それと、認定農業者の数が76件か何かになっているやろ。もともと86件あって、100件にすると言うたやつが76件になっているわけやな。私、その間、2期ほど飛んでいるけれども、その飛んだ中で10件ほど落ちているわけや。それ、どういう意味や。

事務局 この数字につきましては、農林課のほうから数字の情報提供をいただいて、記載させていただいているものでございます。

1 4 番 せやけど、農業委員会が認定農業者をふやすと言って、えらい騒いでやったことあるやろ。それが今76件になっているというのは、どうも考え方が合点いかんのやけれども、農業委員会がそういう活動をしていないということか。それで認定農業者が減るのか。メリットないんか。メリットなかったら、あるようにせないかんやんか。その考え方はどうなんですか。ということで結構です。

以上、この辺で終わっておきます。すみません。

会 長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

あと、今、いろいろと御指導いただいた分について、答えられる範囲、また事務局のほうで用意して、次の総会のとときに御回答願えたらと思います。できないものは、できないこともあるかもしれません。その辺のところ、していただいたほうがいいと思います。

飯阪委員さん。

1 0 番 すみません。時間が押しておったので、また後日……。

会 長 そうですか。

1 0 番 はい、ありがとうございます。

1 1 番 もう一点、いいですか。

会 長 はい。

1 1 番 違反転用2. 1ヘクタール出ているんですけれども、これは29年度だけですよ。以前は、国分の名前が出たから言うけれども、国分が出るんやったら、ずっと2. 何に近い数字が出ているんですか、違反転用の。

会 長 いつも……。

1 1 番 29年度は2. 1ヘクタールやけれども、その前は国分町が入っていないんですか。

事務局 いや、2. 1ヘクタールというのは国分町のあれです。今回、29年度の実績で0. 1ヘクタールふえて、2. 2ヘクタールになったという実績なんです。

1 1 番 それは国分町がずっと入って……。

事務局	はい。
1 1 番	前年度も同じ数字が上がってきて……。
事務局	上がってきています。
1 1 番	はい、わかりました。
会長	<p>それでは、第5号議案は、これで承認という形でさせていただきます。</p> <p>それでは、第6号議案に入ります。</p> <p>議案第6号、20ページでございます、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、平成30年度目標及びその達成に向けた活動計画（案）を別添のとおり作成し、公表する。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の谷上でございます。</p> <p>議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明させていただきます。</p> <p>この案件につきましても、議案第5号と同様に調査・記載し、4月総会にて案を配付させていただき、各委員からの意見等を踏まえ、このたび上程させていただいております。</p> <p>21ページをごらんください。</p> <p>I、農業委員会の状況。</p> <p>1、農家・農地等の概要につきましては、農林業センサス、耕地及び作付面積統計及び農林課調査の数値を記載しておるものです。</p> <p>2、農業委員会の現在の体制につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>II、担い手への農地の利用集積・集約化。</p> <p>こちらの内容は、平成30年度において農業の担い手である農業者への農地の利用集積・集約化の計画となっております。</p> <p>平成30年度の集積計画としましては、42ヘクタールの集積面積としております。</p> <p>III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。</p> <p>こちらの内容は、平成30年度中に新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の目標となっております。</p> <p>平成30年度の新たな参入促進の目標数は2経営体、参入目標面積は1ヘクタールとしております。</p> <p>23ページをごらんください。</p> <p>IV、遊休農地に関する措置。</p> <p>平成30年度の目標は例年どおりの農地パトロールを計画しており、遊休農地の解消面積を1ヘクタールとしております。</p> <p>V、違反転用への適正な対応。</p> <p>地区担当委員による農地パトロールによる監視活動に努めるとしております。</p>

以上が成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして皆様方の意見、異議ございませんか。

友田委員さん。

1 4 番

今さきに述べたような話を農業委員会として活動計画の中へ新しく入れようとしたら、もうちょっと考えないかんのちゃうかなと。一体何をするのかなというふうに考えるんやけれども、もう一つ、ぱっとしたものがないと思うんやけれども、例えば先ほど言ったように、認定農業者をふやすとか、若い人の農業者が少ないと、こういうものをふやしていくとか、そういう具体的に和泉市の農業が今後どうあるかというもう少し発展の目線で、将来の目線でですね、やっぱり考えていかないかんのとちゃうかなと思うんですけども、29年度の総括ももう一つ納得できるものじゃないし、今回の30年度の計画にしたかて、皆さんがどう思うか知らんけれども、私としてはもうちょっと納得できんところがあるので、こういう格好で、私は私なりに考え方をここでさせてもろて、決裁というんか、結論というんか、これに賛成、同意できませんので、この辺のところを考慮してやってください。

会 長

ただいま御意見をいただきました。

とりあえずと言うたらいけませんけれども、第6号議案につきましては、今回のところ、これで承認という形でしていただきたいなと、かように思うところがございますが、いかがでございましょう。おいおい、ただいま友田委員さんの御発言いただきました件につきましても、盛り込んでいく体制を農業委員会自身がとっていかないかんなかと思ったりもするところがございますが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

1 4 番

私は賛成できませんから。

会 長

そうですか。はい。それでは、この件につきましては挙手で決めさせていただくということでよろしゅうございますか。

1 4 番

結構ですよ。

会 長

それでは、第6号議案に御賛成いただく方々の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

それでは、第6号議案につきましては、ただいまの形の中で承認とさせていただきます。

続きまして、24ページ、報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものとする。

25ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決に

より受理したので、報告する。  
27ページを御参照ください。  
以上で、予定された議案は終了いたしました。

閉会時間15時48分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員